

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 15 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 29 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	小西 利幸	委員
	4	田中 裕二	委員

第 15 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 3 年 9 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
		11	平川 智司
4	田中 裕二		
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	山田 裕之
		15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明		
3	山口 浩之		
7	川村 良則		
12	青野 英一郎		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 案第 2 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について

事務局 長	只今から、15回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中12名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、2番 小西委員さん、4番 田中委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、可否について審議願います。 番号1 土地の所在が北40番6の内、現況地目が畑で面積8,487㎡、役場から北におよそ3kmに位置し、周辺を河川、宅地、交通量の多い道道に囲まれた10ha未満の小集団の農地で、沢が近く湿地となっており、また傾斜や段差もあり、生産性の低い農地であることから2種農地と判断されます。 譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●●●●●●●、申請理由は太陽光発電事業です。土地の取得費及び建設費は16,000,000円で、全額融資を受けることで、確約書の提出を受けています。また、申請農地に転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われます。 9月17日に担当農業委員さんと現地調査済みです。 図面で説明いたしますと、(1ページと2ページ)となります。1ページが申請地で、道道富武土佐呂間線沿い、北会館からおおよそ1kmほどの土地となります。2ページは太陽光パネルの配置図となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 なにか質問はありますか。
平川委員 事務局	議案の面積と図面の面積が違っていますが、どうしてですか。 今回の転用が一筆の一部の転用申請となっているのですが、図面には現在の一筆全体の面積、議案には転用する面積を載せているため違っています。 転用、所有権の移転にあたっては、分筆したうえ、議案に掲載している面積が転用されることとなります。
議 長	他に質問はありますか。
和泉委員 事務局	土地の価格はいくらですか。 1,400,000円です。
大澤委員 事務局	会社の所在はどこですか。 札幌市になります。
大澤委員 事務局	佐呂間町でこの会社が転用するのは初めてですか。 この会社としては初めてですが、系列の会社が以前に転用の許可を受けた事があります。
議 長	他に質問はありますか。
各 委 員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議 長	———異議なし——— 議案第1号は原案どおり決定いたします。 議案第2号 農地中間管理機構による買入協議の要請について このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第2号 農地中間管理機構による買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、利用関係の調整を進めた が、不調となったので、町長に買入れ協議の要請をしたいが審議を求めます。 番号1 申出者が富武士 ●●●●さん、土地の所在が富武士 112 番 1 外 17 筆、現況地目 が畑で合計面積 156,075 m²です。 当該地については、申出者より所有権移転のあっせんの申出があり、調整を進めて まいりましたが、不調となったことから、農地中間管理機構公益財団法人北海道農 業公社に買入れ協議をおこなうよう佐呂間町長に要請をするものです。 図面で説明いたしますと(3ページと4ページ)です。3ページが国道238号線、富 武士交差点から若里方面へ500メートルほど行ったあたりからの国道の南側の土地 となります。4ページが国道238号線トカロチ浜から若里方面への上り坂の両側の 土地となります。 以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
平川委員 事務局	<p>買い手が全く見つからないということですか。 全く当てがないということではないのですが、農地保有合理化事業を使うことで、 いったん農業公社が土地を買入れ、5年から10年の間賃貸をし、その後購入でき るので、今すぐ購入しなくてもよいこと、また買入れ協議を行うことで譲渡所得 の控除が通常のあっせんだと800万円のところ、1,500万円まで受けられることな どから、今回は買入れ協議制度を使っています。</p>
議長	<p>他に何か質問はありますか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員 議長	<p>———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします。</p>
各委員	<p>その他 各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各委員 議長	<p>———ありません——— なければ第15回農業委員会総会を終ります。</p>